

## 資源リサイクル学2008 (選択)

環境システム学科  
宮脇 健太郎  
循環型社会形成推進基本法と  
各種リサイクル法(2)

## 資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)

- ✳ 廃棄物排出量増大→ 処理処分の限界
- ✳ 省資源と資源の再利用を織り込んだ経済社会への転換が必要
- ✳ 平成2年 通商産業省産業構造審議会
  - 「今後の廃棄物処理・再資源化対策のあり方」
- ✳ 平成3年 国会
- ✳ 平成4年 「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」施行
- ✳ 平成11年 産業構造審議会
- ✳ 「循環型経済システムの構築に向けて」（3Rを含む）
- ✳ 平成12年 公布
- ✳ 平成13年 施行

## 目的

- ✳ 資源の有効な利用を図る
- ✳ 廃棄物の発生抑制と環境保全に役立てる
- ✳ 使用済み物品と副産物の発生抑制及び再生資源と再生部品の利用を促進
- ✳ 国民経済の健全な発展に寄与する

## 定義

### 使用済み物品等(法2)

- ✳ 一度使用され、又は使用されずに収集され、又は廃棄された物品(放射性物質及びそれによって汚染されたものを除く)

### 副産物

- ✳ 製品の製造、加工、修理もしくは販売、エネルギーの供給又は、土木建築に関する工事(建設工事)に伴い副次的に得られた物品

### 副産物の発生抑制等(法2)

- ✳ 製品の製造、加工に使用する原材料、部品等の物品(原材料等)の使用の合理化により副産物の発生を抑制すること、及び副産物の再生資源としての利用を促進すること

### 再生資源

- 使用済み物品等と副産物の有用なもので、原材料として利用できるもの、その可能性のあるもの
- ✳ 再生部品
  - 使用済み物品等と副産物の有用なもので、部品その他製品の一部として利用できるもの又はその可能性のあるもの
- ✳ 再資源化
  - 使用済み物品等の有用なもので、再生資源又は再生部品にりようできる状態にすること
- ✳ 特定省資源業種
  - 副産物の発生抑制が可能で、その発生抑制が原材料に係る資源及びその副産物に係る再生資源の有効利用を図る上で特に必要な業種
  - パルプ・紙製造業、無機・有機化学工業製品製造業、製鉄・製鋼・製鋼圧延業、銅第一次精錬・精製業、自動車製造業

#### ★ 特定再利用業種

- 再生資源又は再生部品を利用することが可能、利用することが再生資源又は再生部品の有効利用を図るうえで特に必要な業種
- 紙製造業、硬質塩ビ管又は管継ぎ手製造業、ガラス容器製造業、複写機製造業、建設業

#### ★ 指定省資源化製品

- 製品の原材料の使用の合理化、長期間使用の促進等により使用済製品の発生抑制を促進することが原材料等の資源の有効利用を図る上で特に必要なもの
- 自動車、パソコン、エアコン、パチンコ台、家電製品、石油ストーブ等19製品

#### ★ 指定再利用促進製品

- 製品・部品等を再生資源・再生部品として利用することが特に必要な製品
- 自動車、パソコン、エアコン、パチンコ台、家電製品、複写機等50製品

#### ★ 指定表示製品

- 再生資源として分別回収のための表示が特に必要な製品
- アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、小型二次電池、紙製・プラスチック製容器包装等7製品

#### ★ 指定再資源化製品

- 自主回収が可能、再資源化が特に必要な製品
- パソコン、小型二次電池、小型二次電池使用機器中の小型二次電池

#### ★ 指定副産物

- エネルギー供給又は建設工事に係る副産物であって、再生資源として利用することが特に必要なもの
- スラグ（高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業）、石炭灰（電気業）、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材（建設業）

### 法律対象者

- ★ 事業者等
- ★ 消費者
- ★ 地方公共団体
- ★ 特定省資源事業者
- ★ 特定再利用事業者
- ★ 指定省資源化事業者

### 関係者の責務

#### ★ 事業者

- 工場若しくは事業場での事業を行なう者および物品の販売の事業を行なうもの又は建設工事の発注者は、事業発注に際して、原材料等の使用の合理化を行なうとともに、再生資源・再生部品を利用するように努めなければならない
- 事業者又は建設工事発注者は、その事業に係る製品が長期間資材されることを促進するように努めるとともに、その事業に係る製品が収集された後、再生資源・再生部品として利用することを促進し、事業若しくは建設工事に係る副産物を再生資源として利用することを促進するように努めなければならない

### 関係者の責務(続き)

#### ★ 消費者

- 製品をなるべく長期間使用する、再生資源・再生部品尾使用を促進するように努めるとともに、国、地方公共団体、事業者の行なう措置に協力する

#### ★ 国及び地方公共団体

- 国は、資源の有効利用を促進するための資金の確保、科学技術の振興、国民の理解を深める措置を行なうよう努める
- 地方公共団体は、その区域に応じて、資源の有効利用を促進するように努める

## 留意点

- ✳ 平成12年 改正
  - リサイクル → 3R
  - 3業種30品目 → 10業種69品目
- ✳ 該当業種，製品に係る事業者には努力義務
- ✳ 命令違反には罰則あり
- ✳ 具体的な判断基準は省令
- ✳ 平成18年 省令改正
  - パソコン等について，有害物質（EUのRoHS規制対象物質）の種類と含有率の把握，情報提供が定められる

## 個別リサイクル

- ✳ 容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ✳ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ✳ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ✳ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ✳ 使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- ✳ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）